

『サリン被害者の 闇いは終わらない』

—オウム対策住民協議会 第17回学習会要旨—



11月8日（土）オウム真理教（現アレフ）対策住民協議会が主催した第17回抗議デモには二五〇名が参加した。その後、「サリン被害者の闇いは終わらない」と題して、地下鉄サリン事件被害対策弁護団事務局長中村裕一弁護士と地下鉄サリン事件被害者の会代表高橋シズエ氏が、今年6月11日に成立した「オウム犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」（以下救済法）について、それぞれの立場から講演をおこなった。講演の間には、高橋シズエ氏を8か月にわたり追いかけたドキュメントリーパン組の一部が被害者の実情を知つてもらうためとして上映されるなど、いつもと一味違う学習会となり、参加者の共感を呼んだ。



1. はじめに（中村弁護士）
高橋さんと鳥山にきたのは第9回学習会から2回目ですが、今日は、住民協議会を通じて鳥山の皆さんから頂いた、救済法成立へのご協力にお礼を言うために来ました。お難うございました。

2. 救済法成立まで振り返ると（中村弁護士）
救済法成立への道は、昨年10月の債権者集会で、オウム真理教に対する破産手続を今度始まりました。オウムの破

産は、被害者の持つオウムへの債権（65%以上が未回収で、総額25億円）の消滅を意味する、という重大問題なのです。結局、国の方を借りる限りも煩雑なこの申請を出すか疑問が残ります。申請額が少ない場合でも、その金額で保障額が決まるという仕組み自体が問題なのです。ただ、これもこれからこの問題で、被害者救済の道筋が出来たことを喜び、救済法をオウム被害者や日本被害者の救済の範にしてゆく決意でいます。

4. 被害者、被害者の会代表となつた私（高橋シズエ氏）

私は、地下鉄サリン事件で殉職した當団地下鉄霞が関駅助役高橋一成の妻です。鉄道会社の社員が仕事上の危険に遭

べく「国がオウムに代わって被害者に被害弁償を行ない、国がオウムに対し求償権行使しながら、経済的な面からもオウムを監視する」救済法の骨子を練り、法律案を作成して国では見舞金案がでるなど、糾余曲折の8ヶ月を経て成立した法律です。

3. 救済法に関する問題とこれから

（中村弁護士）

救済法には、この法律でどのくらいの補償を得られるか不明という問題が含まれています。つまり、救済法では、国がオウムの肩代わりをするのですが、その前に被害者が国に申請を出す必要があります。この申請で債権額が決まり、国のオウムへの損害賠償請求額も決まります。更に、申請は、申請者の実名・住所をオウムへの訴状に連記することを認めることを意味します。病床にいたり、心ない中傷を受けたり、職場や地域で孤立している被害者の何人が、手続きも煩雑なこの申請を出すか疑問が残ります。申請額が少ない場合でも、その金額で保障額が決まるという仕組み自体が問題なのです。ただ、これもこれからこの問題で、被害者救済の道筋が出来たことを喜び、救済法をオウム被害者や日本被害者の救済の範にしてゆく決意でいます。

5. 13年間で私が得たもの

（高橋シズエ氏）

私がとつて一番大切なものは家族ですが、事件以降、子供たちとの関係が微妙になりました。今思えば、事件は私も子供も打ちのめしていたのです。成す術もなく、時間は過ぎて行きました。事件から6年後の2001年、9・11のテロが起き、同じテロ被害者同志として東京・ニューヨーク間の交流が始まりました。10年目の集いに東京に招いたりーさんに、私も娘も、実は、救われました。消防士の息子を亡くした娘は、妙に気が悪うようでした。母である私に素直に温かくできないと、悩みを打ち明けた娘に、リーサンは「あなたがいるだけで良い」と大きく包みこんでくれたそうです。これが娘の変化のきっかけでした。このように、13年間、多くの方々に出会い助けられてきました。救済法が成立したときには、このことを思つて涙が出ました。

遇するなどとは夢にも思わなかつた私が、1995年3月20日、地下鉄サリン事件の被害者になりました。「悲しい、無念だ」色々な感情が交錯する中で、頭から離れなかつた思いは、私を含め、気を遣われるべき被害者が、周りに遠慮しきを遣うのは変だというものでした。この思いは翌年12月に被害者の会代表に見舞金案がでるなど、糾余曲折の8ヶ月を経て成立した法律です。

（団体規制法）存続「観察処分」の意見もつた署名が続々集まり、46,363筆（11月5日現在）に達しました。町会・自治会、商店会、小・中学校PTA、東京都新聞販売同業組合はじめ各種団体、個人の皆さんに心よりお礼申しあげます。

さて、11月10日（月）に署名を携え公安部に署名を手渡す海老澤一良会長

調査官はじめ國の機関に要請行動についてきました。当日は滋賀県湖南市平松地区オウム対策委員会、金沢オウム対策協議会から多くの住民がバスを貸切るなどして上京し、共に要請行動を行いました。世田谷区からは熊本哲之区長・大場区議会議長とともに烏山地域住民代表4名が参加しました。烏山地域オウム真理教対策住民協議会を代表して、海老澤一良会長が法務大臣に署名を手渡し「オウム真理教への検査、監視が一層強まる」と訴えました。「観察処分」期間更新は来年1月、「団体規制法」存続は来年12月に結果が公表されます。



総務大臣に署名を手渡す海老澤一良会長

【団体規制法】存続「観察処分」
期間更新の要請

法務大臣・公安調査庁長官他へ要請

オウム真理教(ひかりの輪・アレフ)と対決する鳥山の住民協議会

13年前の地下鉄サリン事件(死者12名、負傷者5,500名)を始め教団脱会を希望した信者の殺害などを含めると約30名の尊い命を断ち切ったオウム真理教(ひかりの輪・アレフ)は8年前に鳥山に移転してきた。その日から私たちの長い闘いがはじまった。そして今、鳥山施設には、オウム真理教出家信者の5分の1の100名余りが集団居住している。そして全国オウム真理教施設約30ヶ所の本部として機能している現実がある。

分裂で二面性を際立たせたオウム真理教

現信者数は1500名(出家500名、在家1,000名)と言われる。昨年5月元教祖麻原の側近だった上祐史裕が、アレフから分裂し「ひかりの輪」を設立する前後から、二つの組織の特徴が顕著になってきた。「ひかりの輪」は、麻原彰晃の影響や教義から表面上「決別」を宣言した。ホームページでも以前のオウム真理教の活動について総括と反省を載せるなど、精一杯のパフォーマンスで「欺瞞的な稳健路線」を標榜している。
一方「アレフ」は、組織の指導体制がめまぐるしく変化したり、上祐の「ひかりの輪」設立により、信者の麻原への帰依にゆらぎが生じたこともあり、麻原の殺人をも認める説法の映像を視聴させるなどして、麻原への絶対的な帰依を強める危険な方向に大転換している。

監視を強め対決する住民協議会

住民協議会の活動に監視活動があるが特に、大切な活動と考えている。一年365日、各団体が交替でオウム施設前で監視する活動だが、多くの住民が参加することで、オウム真理教に大きな圧力を与える活動になるからだ。その他、住民協議会は定期的に多彩な活動を展開している。今年皆さんにも協力して頂いた「団体規制法」存続「観察処分」期間更新の署名活動。活動継続のため各地域に出向いての募金活動。今回で80号の住民協議会ニュース。オウム真理教との闘争内容を知らせると共に、活動資金を得るリサイクルバザー。オウム真理教と対決する全国の組織との交流なども行っている。鳥山地域オウム真理教対策住民協議会は、今や日本中の組織の先頭に立つと同時に、牽引する役目も担つて活動をしている。

(公安調査庁ホームページより一部抜粋)

